

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年3月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000331号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2000074号

第1 結論

請求者のA社における平成29年12月10日の標準賞与額を35万円に訂正することが必要である。

平成29年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年12月10日

請求期間において、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支払明細書(写)並びに事業主から提出された請求者に係る賃金台帳(写)及び賞与支払明細書(写)により、請求者は、請求期間において、A社から35万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料(3万2,025円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年12月10日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000304号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第2000014号

第1 結論

平成6年*月から平成7年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年*月から平成7年3月まで

私が20歳になった平成6年*月頃、母親が私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、私の請求期間に係る国民年金保険料を毎月納付してくれていた。母親から渡された私の国民年金保険料の支払金額が記載されているメモ及び当該メモの裏付けである家計簿を資料として提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自身が20歳になった平成6年*月頃、母親が国民年金の加入手続きを行い、請求期間に係る国民年金保険料を毎月納付してくれていたと主張しているが、請求者は、国民年金の加入手続き及び当該期間の保険料の納付に直接関与していない上、これらを行っていたとする母親からは、請求者に係る加入手続き及び保険料の納付について具体的な陳述を得ることができないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付の状況が不明である。

また、請求者から提出された母親から渡された自身の国民年金保険料の支払額が記載されているとするメモ(写)及び当該メモの裏付けの家計簿であるとするノートについては、i) それら資料に記載されている支払額は、平成6年度の1か月分の保険料額とは異なっていること、ii) 家計簿であるとするノートについては、請求者の国民年金保険料と判断できる項目の記載がない上、請求者が20歳になる以前の平成6年*月分から20歳到達後の平成7年2月分まで同じ金額が記載されていることから、それら資料が請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを示すものであると認めることはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求者から提出された年金手帳には、国民年金に加入した際に払い出される国民年金手帳記号番号が記載されていない上、オンライン

記録によると、請求者の基礎年金番号は、平成7年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したときに払い出された厚生年金保険の手帳記号番号を基に平成9年1月に付番され、当該基礎年金番号により、請求期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失に係る処理が平成13年12月25日に遡って行われたことが確認できることから、請求者は、請求期間当時、国民年金に未加入であり、制度上、請求者の母親が請求者に係る国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果においても、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000299号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2000073号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年4月1日から昭和44年12月31日までのうち12か月

私は、請求期間において、先輩の紹介によりA社に入社し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを覚えているが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

複数の同僚の回答又は陳述により、期間の特定はできないものの、請求者がA社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、請求者のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できないため、請求者の請求期間に係る具体的な勤務期間を確認することができない。

また、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る商業登記簿謄本によると、昭和49年12月3日に解散していることが確認できる上、当該商業登記簿謄本において、代表取締役として記載されている2名については、既に亡くなっている旨、それぞれの親族から回答又は陳述を得ており、照会することができないため、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者の同社における勤務期間等について、具体的な回答は得られなかったことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に請求者の名前はなく、整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000311号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(脱)第2000003号

第1 結論

昭和40年4月15日から昭和43年3月16日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年4月15日から昭和43年3月16日まで

厚生年金保険の記録では、私がA社(現在は、B社)に勤務していた請求期間については、脱退手当金の支給済期間として記録されているが、私は、脱退手当金を受け取っていない。

調査の上、請求期間の脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿の請求者の被保険者記録欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が確認できる。

また、請求者の請求期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはない上、一連の事務処理に不自然さはなく、このほか、請求者の請求期間に係る脱退手当金が支給されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、請求者はA社を退職する時に、厚生年金保険を一時金で受け取りたい旨を申し出て、同社が手続をしてくれたと思うが、その後、同社から「あなたの加入期間は1か月足りないので、お金は出ない。」と言われたので、脱退手当金を受け取らなかった旨主張しているが、請求期間当時の女子特例脱退手当金の支給要件(被保険者期間)は、厚生年金保険の被保険者期間が24か月以上とされており、請求者のA社に係る厚生年金保険の被保険者期間(35か月)は、同支給要件を満たしていたものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。